

佐賀県人事委員会告示第6号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成14年佐賀県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。ただし、令和元年度に実施した試験に係る開示請求については、なお従前の例による。

令和2年5月15日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験	開示する内容			試験	開示する内容		
佐賀県職員採用試験（行政特別枠・教育行政特別枠及び民間企業等職務経験者を除く。） 佐賀県任期付職員採用試験 佐賀県任期付短時間勤務職員採用試験	第1次試験不合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	第1次試験合格発表の日から <u>1年</u>	佐賀県人事委員会事務局	佐賀県職員採用試験（特別枠・スポーツ特別枠及び民間企業等職務経験者を除く。） 佐賀県任期付職員採用試験 佐賀県任期付短時間勤務職員採用試験 <u>障害者を対象とする佐賀県職員採用選考</u>	第1次試験又は第1次選考の不合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	第1次試験又は第1次選考の合格発表の日から <u>1か月間</u>	佐賀県人事委員会事務局
	第1次試験合格者に係る総合得点、総合順位及び試験科目別得点				第2次試験又は第2次選考の合格発表の日から <u>1か月間</u>		
	第2次試験受験者に係る総				第2次試験受験者に係る総		

改正前			改正後		
	合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名			合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	
佐賀県職員採用試験（行政特別枠・教育行政特別枠に限る。）	第1次試験不合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	第1次試験合格発表の日から <u>1年</u>	佐賀県職員採用試験（特別枠・スポーツ特別枠に限る。）	第1次試験不合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	第1次試験合格発表の日から <u>1か月間</u>
	第1次試験合格者に係る総合得点、総合順位及び試験科目別得点	第2次試験不合格者については、第2次試験合格発表の日から <u>1年</u>		第1次試験合格者に係る総合得点、総合順位及び試験科目別得点	第2次試験不合格者については、第2次試験合格発表の日から <u>1か月間</u>
		第2次試験合格者については、第3次試験合格発表の日から <u>1年</u>			第2次試験合格者については、第3次試験合格発表の日から <u>1か月間</u>
第2次試験不	第2次試験合		第2次試験不	第2次試験合	

改正前			改正後		
	合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	格発表の日から <u>1年</u>		合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	格発表の日から <u>1か月間</u>
	第2次試験合格者に係る総合得点、総合順位及び試験科目別得点	第3次試験合格発表の日から <u>1年</u>		第2次試験合格者に係る総合得点、総合順位及び試験科目別得点	第3次試験合格発表の日から <u>1か月間</u>
	第3次試験受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名			第3次試験受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	
佐賀県職員採用試験（民間企業等職務経験者に限る。）	第1次試験受験者（試験区分が総合土木又は建築である者を除く。）に係る総合評価	第1次試験合格発表の日から <u>1年</u>		佐賀県職員採用試験（民間企業等職務経験者に限る。） 第1次試験受験者（試験区分が総合土木、 <u>建築又は農政</u> である者を除く。）に係る総合評価	第1次試験合格発表の日から <u>1か月間</u>

改正前			改正後		
	第1次試験不合格者（試験区分が総合土木又は建築である者に限る。）に係る得点、順位及び不合格基準該当の試験科目名			第1次試験不合格者（試験区分が総合土木、 <u>建築</u> 又は <u>農政</u> である者に限る。）に係る得点、順位及び不合格基準該当の試験科目名	
	第1次試験合格者（試験区分が総合土木 <u>又は建築</u> である者に限る。）に係る得点、順位及び不合格基準該当の試験科目名	第2次試験不合格者については、第2次試験合格発表の日から <u>1年</u>		第1次試験合格者（試験区分が総合土木、 <u>建築</u> 又は <u>農政</u> である者に限る。）に係る得点、順位及び不合格基準該当の試験科目名	第2次試験不合格者については、第2次試験合格発表の日から <u>1か月間</u>
	第2次試験不合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準	第2次試験合格発表の日から <u>1年</u>		第2次試験不合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準	第2次試験合格発表の日から <u>1か月間</u>

改正前				改正後			
	該当の試験科目名				該当の試験科目名		
	第2次試験合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	最終試験合格発表の日から <u>1年</u>			第2次試験合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	最終試験合格発表の日から <u>1か月間</u>	
	最終試験受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名				最終試験受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名		